

議案第 108 号

大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり大山
町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画を策定することについて、議会の議
決を求めます。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

大山町長 竹 口 大 紀

総 合 整 備 計 画 書

鳥取県 大山町 二本松・大中尾辺地

(辺地の人口 181人 面積 14.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
- 大山町二本松、大中尾、庄田、林之峯、香取
- (2) 地域の中心の位置
- 大山町下市844-150
- (3) 辺地度数
- 141点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

鳥取県が実施する水利施設等保全高度化事業に伴う営農飲雑用水施設整備について、当該整備事業で定められた負担率に応じて費用を負担し、事業進捗に寄与する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和8年度の1年間

(単位：千円)

区 分		事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施 設 名	事業 主体名		特定財源	一般財源	
営農飲雑用水施設 (中山3期地区水利施設等保全高度化事業)	鳥取県	3,600	0	3,600	1,600
合 計		3,600	0	3,600	1,600